

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和6年10月1日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事（債建第6-16号）
2 工事場所	高知県高岡郡日高村下分60
3 工事の概要	・寄宿舎新築工事 一式 木造 3階建て 延べ面積 1487.05㎡ EV設置 1基 ・東及び西渡り廊下新築工事 一式 東：S造平屋建て 延べ面積 25.33㎡ 西：S造平屋建て 延べ面積 38.0㎡ ・既存多目的指導室改修工事 一式 ・上記に伴う外構工事 一式 舗装及び囲障
4 工事日数（完成期限）	420日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。
7 落札方式	施工体制確認型総合評価方式（施工計画型） 入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。
8 入札手続	高知県電子入札システムによる。 自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表構成員が電子入札システムに登録している電子証明書を使用して、申請及び入札を行うものとする。なお、申請にあたっては、共同企業体名を入力すること。 各通知等は代表構成員が登録したメールアドレスに送付するので注意すること。

9 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。
----------------------	---------------------------------

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

なお、以下に示す共同企業体（構成員2者）により参加できるものとする。

1 共同企業体の要件		1 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の30%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。 2 代表構成員は、構成員間相互で建築一式工事（建設業法第2条第1項に規定するもの。以下同じ。）の格付の等級が異なる場合には、上位等級の者であること。 3 この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。 4 各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合でないこと。
2 代表構成員の要件	企業要件	【県内業者の場合】 ア 高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、建築一式工事について令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における建築一式工事の格付がA等級で総合点数が900点以上であること。 イ 建築一式工事に関して、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
		アからエまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。なお、民間工事も施工実績として認める。 ア 平成21年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 イ 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。（出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） ウ 最終請負金額（税込）が1億円以上であること。 エ R C造，S R C造、鉄骨造、木造による建築一式工事であること。
	配置技術者要件	ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの）でないこと（いずれの場合も許可業種は問わない。）。 イ この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。 ウ 一級建築施工管理技士又は一級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であって、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

		企業要件の施工実績に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 従事役職は現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。なお、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。
3 その他の構成員の要件	企業要件	高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者で、建築一式工事について令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における建築一式工事の格付がA等級で総合点数が760点以上であること。
	配置技術者要件	ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの）でないこと（いずれの場合も許可業種は問わない）。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。 イ この公告の日以前にその他の構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。 ウ 一級建築施工管理技士又は一級、二級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和6年10月15日（火）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 高知県教育委員会事務局 学校安全対策課 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301/
2 設計図書の閲覧方法		電子データ（PDFファイル）を貸与する。貸与を希望する者は、別添の設計図書貸出申込書に必要事項を記入のうえ、高知県教育委員会事務局学校安全対策課（※第6）又は幡多土木事務所総務課へ持参すること。

3 設計図書等の質疑	提出先	送付アドレス E-mail: 312301@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和6年10月15日（火）午後5時
	回答期限	令和6年10月22日（火）
4 入札書の提出	入札期間	令和6年10月23日（水）から令和6年10月28日（月）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	令和6年10月31日（木）午前9時から
	場所	高知県教育委員会事務局学校安全対策課（※第6）
6 追加書類（落札候補者のみ）	提出先	高知県教育委員会事務局学校安全対策課（※第6）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く）。

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。
なお、代表構成員を評価対象とする。

（1） 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要 件
企業の評価	1 から5までの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 なお、民間工事も施工実績として認める。 1 実績については平成26年度以降に、成績評定については令和3年度以降に元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 （出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） 4 最終請負金額（税込）が1億円以上であること。 5 R C 造，S R C 造、鉄骨造、木造による建築一式工事であること。
配置予定技術者の評価	1 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 2 従事役職は現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は、評価対象としない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成26年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績 評定 (令和3年度以降) ※高知県(県警本部は除く。)発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点
	〃 74点以上 76点未満	7.5点
	〃 72点以上 74点未満	5点
	〃 70点以上 72点未満	2.5点
	〃 70点未満	0点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定点 65点未満 無	0点
	〃 有	-5点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000シリーズと併せてISO 14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5点
	ISO 9000シリーズ、ISO 14000シリーズ又はエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
	ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0点
合計	30点(合計点を6点に換算。)	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成26年度以降)	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績 評定	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点

(令和3年度以降) ※高知県（県警本部は除く。）発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。	〃	76点以上 78点未満	10点
	〃	74点以上 76点未満	7.5点
	〃	72点以上 74点未満	5点
	〃	70点以上 72点未満	2.5点
	〃	70点未満	0点
継続学習制度（CPD）への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会 ・（公社）日本技術士会 ・（公社）日本建築士会連合会 ・（一財）建設業振興基金 ・建築設備士関係団体CPD協議会 ・（公社）土木学会	推奨単位の10分の8以上		10点
	〃	10分の5以上 10分の8未満	7.5点
	〃	10分の3以上 10分の5未満	5点
	〃	10分の1以上 10分の3未満	2.5点
	〃	10分の1未満	0点
合計		35点（合計点を4点に換算。）	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	12.5点	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
	可	5点	
	不可	0点	
施工体制確保の確実性	良	12.5点	
	可	5点	
	不可	0点	
合計	25点		

(5) 施工計画の評価

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
施工上の課題に関する所見 ①敷地内道路及び国道から敷地へ接続する道路幅が狭いことに配慮した安全な通行に関する工夫 ②騒音（特に特別支援学校の生徒の特性に応じた高い音）・振動・粉塵の低減に関する工夫 ③材料の耐久性向上、品質確保のための養生方法、施工精度向上等に関する工夫	特に優れた工夫がある	15点	本工事において、次の提案はオーバースペックと判断して評価しない。 ・安全対策において設計図書で示した員数を超える交通誘導警備員の配置。
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
合計	15点（合計点を15点に換算。）		

(6) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」において、評価の対象としないものとする。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の2第18項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子 ファイルで添付 する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 企業の評価項目一覧表(様式5) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6) 4 施工上の課題に関する所見(様式9) (各項目150字以内(句読点、スペースも文字数に計上する)で記載すること。必要に応じて参考図等の貼付け(枠内)を可とし、1項目あたりA4サイズ2ページ以内とする。)
入札時に 電子ファイルで 添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が 提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種工事の施工実績(様式2)及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿(様式3) 及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について(様式4) (※該当する場合のみ。) 4 令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 特定建設業許可の写し(※該当する場合のみ。) 6 総合評価方式関係資料 表紙 7 様式5の挙証資料(様式7-1を含む。) 8 様式6の挙証資料(様式8を含む。) 9 代表構成員の特定建設業許可の写し 10 協定書(様式10) 11 使用印鑑届(様式11) 12 委任状(様式12)

第6 入札実施機関(問い合わせ先)

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
 高知県教育委員会事務局学校安全対策課 施設担当
 電話088-821-4544
 FAX 088-821-4546
 E-mail 312301@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 低入札価格調査における失格基準
 低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - (1) 直接工事費 設計金額の85%
 - (2) 共通仮設費 設計金額の80%
 - (3) 現場管理費 設計金額の90%
 - (4) 一般管理費等 設計金額の68%

3 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

4 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。

5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが1部ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

6 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

7 入札時積算数量書活用方式の適用

① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

8 工事費内訳明細書の提出

① 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）

② 工事費内訳明細書は、前項③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

- 9 本工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領における「2日制モデル工事」の対象工事である。
- 10 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。